

# 目黒区土地開発公社定款

改正 平成 元年 3月30日 議決第6号

改正 平成11年 2月 4日 議決第4号

改正 平成15年 1月 6日 議決第3号

改正 平成19年 8月20日 議決第4号

改正 平成20年10月 9日 議決第4号

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この土地開発公社は、目黒区土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第 3 条 公社の設立団体は、目黒区（以下「区」という。）とする。

(事務所)

第 4 条 公社の事務所は東京都目黒区上目黒二丁目19番15号目黒区役所内に置く。

(公告の方法)

第 5 条 公社の公告は、区の公告式の例による。

## 第2章 役員及び職員

(役員の種類)

第 6 条 公社に次の役員を置く。

(1) 理 事 14人以内

(2) 監 事 2人以内

(役員の内命)

第 7 条 理事及び監事は、区の職員のうちから目黒区長（以下「区長」という。）が任命する。

(役員の内命)

第 8 条 役員の内命は、就任時の区における職にある期間とする。

(役員の内命)

第 9 条 理事は、この定款の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

2 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律66号。以下「法」という。）第16条第8項に規定する職務を行う。

(理事長等)

第 10 条 公社に理事長、副理事長及び常務理事各 1 人を置き、理事の互選により選任する。

2 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して公社の常務を処理し、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときは、その職務を行う。

(役員兼任禁止)

第 11 条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員任命)

第 12 条 公社に職員を置き、区の職員のうちから区長の承認を得て理事長が任命する。

### 第 3 章 理 事 会

(設置及び構成)

第 13 条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第 14 条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

(議 事)

第 15 条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第 16 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(4) 業務方法書及び規程の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属するものとされた事項

(6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第 1 号に掲げる事項については、出席理事の 3 分の 2 以上で、これを決する。

(議事録)

第 17 条 理事会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない

い。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会議に出席した理事の氏名
  - (3) 議決事項
  - (4) 議事の経過
- 2 議事録には、理事会の議長及びその会議において選出された議事録署名者2人以上が署名しなければならない。

## 第4章 評議員会

(設置等)

第18条 会社の適正な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長が会社の運営上重要と認める事項について、理事長の諮問に応ずる。

3 評議員会は評議員36人以内をもって構成する。

(評議員の委嘱)

第19条 評議員は、目黒区議会議員をもって充て、理事長が委嘱する。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、評議員として委嘱されたときの地位にある期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 評議員会に会長及び副会長を置き、評議員の互選により選任する。

2 会長は、評議員会を代表し、会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

(招集及び運営)

第22条 評議員会は、理事長が招集する。

2 第15条第2項及び第3項並びに第17条の規定は、評議員会にこれを準用する。

## 第5章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第23条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行う。

- イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
- ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
- ハ 公営企業の用に供する土地
- ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な

土地

- (2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。
  - (3) 第2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
  - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第24条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第6章 基本財産の額その他資産及び会計

（資産）

第25条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

（事業年度）

第26条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（財務諸表）

第27条 公社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、区長に提出する。

（利益及び損失の処理）

第28条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

（余裕金の運用）

第29条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他法に定める主務大臣の指定する金融機関への預金

## 第7章 雑 則

(解 散)

第 3 0 条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た上、区が目黒区議会の議決を経て、東京都知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは区に帰属する。

(規程への委任)

第 3 1 条 公社の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

2 公社の最初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、公社の成立した日から昭和53年3月1日までとする。

付 則

(施行期日)

1 この定款は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

2 この定款は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

3 この定款は、平成15年1月6日から施行する。

付 則

(施行期日)

4 この定款は、平成19年10月31日から施行する。

付 則

(施行期日)

5 この定款は、平成21年1月8日から施行する。